臺灣日日新報 第一万四千九百十二號 (一) A

臺灣新報 夕刊 九月十二日

防衛水域侵入せば 米海軍先つ發砲

ルー大統領放送演説 對樞軸攻勢を呼號

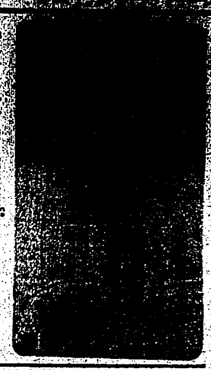

【ワシントン十二日發同盟】ルー大統領は十二日午前九時から約二十分間ラジオを通じ國民に對し米國の防衛に關する重大演説を行つた、大統領は先づ獨逸の潜水艦及び水上艦艇が米國の防衛水域に侵入し米艦船に對し攻撃を加へた場合には米國は斷乎これに對し自衛の措置を講ずる旨を言明し、次いで獨逸の米國に對する敵意ある行爲を數へ上げ、獨逸は既に米國の自由と獨立に對する攻撃を開始してゐるものであると斷じ、米國民に對し一致團結して國家の防衛に當るべきことを強調した、大統領の演説は次の如くである

【ワシントン十二日發同盟】ルー大統領は十二日午前九時から約二十分間ラジオを通じ國民に對し米國の防衛に關する重大演説を行つた、大統領は先づ獨逸の潜水艦及び水上艦艇が米國の防衛水域に侵入し米艦船に對し攻撃を加へた場合には米國は斷乎これに對し自衛の措置を講ずる旨を言明し、次いで獨逸の米國に對する敵意ある行爲を數へ上げ、獨逸は既に米國の自由と獨立に對する攻撃を開始してゐるものであると斷じ、米國民に對し一致團結して國家の防衛に當るべきことを強調した、大統領の演説は次の如くである

對日言及何らなし

【ワシントン十二日發同盟】ルー大統領の演説はなんら日獨伊三國條約に觸れるところなく、日本に對する言及は全くなかつた、ワシントンの政界筋は大統領の演説は米國の防衛に關する獨逸の侵略的行爲を指摘したものであり、日本に對する言及は全くなかつたことは日本に對する米國の態度に變化なきことを示すものであると觀測してゐる

英米 關係力 對樞軸攻勢を呼號

【ワシントン十二日發同盟】ルー大統領の演説は米國の防衛に關する獨逸の侵略的行爲を指摘し、これに對する米國の決意を表明したものであるが、それは米國の防衛が英國の防衛と密接な關係にあることを強調し、英米關係力を以て樞軸攻勢を呼號したものである

新語「防衛水域」 バット少佐談

【ワシントン十二日發同盟】ルー大統領の放送演説に關聯して海軍作戰部長スターク大將は十二日夜ラジオを通じ國民に對し米國の防衛に關する重大演説を行つた、大統領は先づ獨逸の潜水艦及び水上艦艇が米國の防衛水域に侵入し米艦船に對し攻撃を加へた場合には米國は斷乎これに對し自衛の措置を講ずる旨を言明し、次いで獨逸の米國に對する敵意ある行爲を數へ上げ、獨逸は既に米國の自由と獨立に對する攻撃を開始してゐるものであると斷じ、米國民に對し一致團結して國家の防衛に當るべきことを強調した、大統領の演説は次の如くである

放送網總動員

【ニューヨーク十二日發同盟】ルー大統領の放送演説は米國六大放送網を通じ全國に放送された

新語「防衛水域」 バット少佐談

【ワシントン十二日發同盟】ルー大統領の放送演説に關聯して海軍作戰部長スターク大將は十二日夜ラジオを通じ國民に對し米國の防衛に關する重大演説を行つた、大統領は先づ獨逸の潜水艦及び水上艦艇が米國の防衛水域に侵入し米艦船に對し攻撃を加へた場合には米國は斷乎これに對し自衛の措置を講ずる旨を言明し、次いで獨逸の米國に對する敵意ある行爲を數へ上げ、獨逸は既に米國の自由と獨立に對する攻撃を開始してゐるものであると斷じ、米國民に對し一致團結して國家の防衛に當るべきことを強調した、大統領の演説は次の如くである

對英ソ交渉開始 イラン外相放送 ランキ一日發同盟】イラン政府は九月五日英ソ兩國政府の代表者と會見し、イラン外相は兩國代表者に對しソ聯邦とイラン間の國交調整に關する交渉を開始するに當り、イラン政府の態度を明かにするとともに、イラン國民の意向を代表して、イラン國民は獨逸の勝利を信じ獨逸の新秩序の實現を熱望してゐる旨を述べた、これに對し兩國代表者は、イラン國民の意向を尊重する旨を答へた、尚ほ交渉は英國代表者とイラン外相との間に行はれる筈である

新語「防衛水域」 バット少佐談

【ワシントン十二日發同盟】ルー大統領の放送演説に關聯して海軍作戰部長スターク大將は十二日夜ラジオを通じ國民に對し米國の防衛に關する重大演説を行つた、大統領は先づ獨逸の潜水艦及び水上艦艇が米國の防衛水域に侵入し米艦船に對し攻撃を加へた場合には米國は斷乎これに對し自衛の措置を講ずる旨を言明し、次いで獨逸の米國に對する敵意ある行爲を數へ上げ、獨逸は既に米國の自由と獨立に對する攻撃を開始してゐるものであると斷じ、米國民に對し一致團結して國家の防衛に當るべきことを強調した、大統領の演説は次の如くである

對英ソ交渉開始 イラン外相放送 ランキ一日發同盟】イラン政府は九月五日英ソ兩國政府の代表者と會見し、イラン外相は兩國代表者に對しソ聯邦とイラン間の國交調整に關する交渉を開始するに當り、イラン政府の態度を明かにするとともに、イラン國民の意向を代表して、イラン國民は獨逸の勝利を信じ獨逸の新秩序の實現を熱望してゐる旨を述べた、これに對し兩國代表者は、イラン國民の意向を尊重する旨を答へた、尚ほ交渉は英國代表者とイラン外相との間に行はれる筈である

米大陸濠洲間 新航空路開拓

【サンフランシスコ十日發同盟】濠洲政府當局者は十日當地に於て左の如く語つた

米政界支持を表明

【ワシントン十一日發同盟】ルー大統領の演説は米國の防衛に關する獨逸の侵略的行爲を指摘したものであり、われわれは決して獨逸の侵略的行爲に屈しないし、またこれに對して自衛の措置を講ずるであらうと述べたものであるが、米國民はこぞつてこの大統領の演説を支持してゐる、米國民はナチの侵略的行爲に對して米國の防衛を全うするためには如何なる犧牲をも辭さない

故永久王の御霊代 皇霊殿に御奉遷

けふ嚴かなる御祭儀

【東京發同盟】故北白川宮永久王殿下の御霊代は十一日午前八時二十分より大内山の御所賢所皇霊殿の儀を以て宮中皇霊殿に奉遷、引続き同殿に於て御祭儀が行はせられた、これよりさき皇霊殿にては前九時より御霊の儀が行はせられ、次で御霊を奉遷に奉遷、北白川宮大佐、同妃殿下、御祭官等奉仕の下に御霊代が行はせられ、御霊代の奉遷に向ふや否や雨は降りなく終へさせられた

【東京發同盟】故北白川宮永久王殿下の御葬儀は十一日午前九時より青山斎場に於て斎行せられ、次で同十時より青山墓地に於て御埋葬の儀が行はせられ、午後一時より大内山の御所賢所皇霊殿に於て御祭儀が行はせられた

【東京發同盟】故北白川宮永久王殿下の御葬儀は十一日午前九時より青山斎場に於て斎行せられ、次で同十時より青山墓地に於て御埋葬の儀が行はせられ、午後一時より大内山の御所賢所皇霊殿に於て御祭儀が行はせられた

抗日據點を衝く

【○○某地十一日發同盟】戰線は目ら動く於ての日支兩軍の中に敵が猛烈なる抵抗を續けてゐる、次々に破られて行く敵陣地は日支兩軍の大飛躍を物語るものである、以下は敵軍が其の最後の抵抗を試みるが如く新たなる陣地に構へてゐるが此の間に雌雄しい生死の戰ひが展くべき模様である

陸鷲勇士の爆撃記錄

八月四日晴

四川の山は朝からの雨で霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

五日晴

地上勤務員は一晩中雨の中で作業をつづけ、翼下に爆彈を懸吊して、何時でも出撃出來る態勢を整へた

六日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

七日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

八日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

九日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

十日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

十一日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

十二日

敵地の天候は今日も良くないが、西安、重慶に晴の警報を發令、敵機の來襲を豫期してゐる

十三日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

十四日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

十五日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

十六日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

十七日晴

四川省某飛行場に初の爆撃を敢行する、爆撃者は此の日を期待してゐた勇士ばかりである、一昨秋以來實に二年ぶりの爆撃行の命令が下された、爆撃の朝は朝食の卓に着いた勇士達は一人として落ちつきを失はない、食事を終へると、各自の愛機に向ふ、白井、高木、高橋の三勇士は搭乗員整列の前に立つて行く、前に雨れた飛行帽を打ち振る

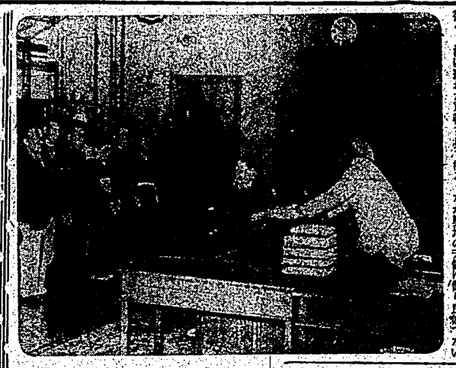

十八日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

十九日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

二十日晴

霧が深く、敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

二十一日

雨後霧が深く敵機の來襲もなく、我が勇士の眠りを破るものはない、晩方になつて雨が止んだので、○○飛行場の整備に取掛る

この腕前を見よ

僕の作つた飛行機の競技大會

今次事變に於て名譽の戰死を遂げた愛北出身陸軍飛行將校の佐伯陸軍飛行學生の教官時代の教へ子達が、國民精神總動員愛北地方委員會の主催で來る十二日午前十時から正午迄の間、愛北飛行場に於て、模型飛行機競技會を開催することとなつた、當日は教官佐伯氏も參加して、嘗ての教へ子達と腕を競ふ筈である

郷軍關係者會議

指示事項や種々の打合せ

愛北地方事務所管内の郷軍分會長會議は、來る十二日午前十時から正午迄の間、愛北飛行場に於て、愛北地方事務所主催の下に開催されるが、當日は各分會長に對する指示事項や種々の打合せを行ふ筈である

光榮に恐懼感激

御下賜品を傳達された遺族

愛北出身○○部隊○○○○部隊長○○○○中佐は、今次○○事變に於て、○○○○

戰線を銃後

新嘉坡邦商情勢緊迫に善處
"對策研究委員會"組織
商社整理、合同問題を討議

【昭南特電十二日發】昭南に於ける邦人商社は、英國當局の指導の下に、從來の商業活動を一時中止し、新嘉坡邦商情勢緊迫に善處すべく新に"對策研究委員會"を組織し、商社整理、合同問題を討議することとなつた。

福州の親日華人厦門へ

【廈門十二日發】福州から福建に殘留した親日華人約二千名が、第一回の引揚船で十日厦門に上陸した。【廈門特電十二日發】福州在留邦人は十日現在で三百名を數へ、その大部分は婦女子であるが、これ等邦人の引揚げは、目下交渉中である。

厦門の同胞に福音
臺灣往復の手續簡易化

【廈門特電十二日發】厦門在留邦人の臺灣往復の手續は、從來は非常に煩雑であつたが、今回當局の好意ある計らひにより、手續が非常に簡易化されることとなつた。即ち從來は臺灣往復の場合、厦門在留邦人は、厦門領事館發行の旅券を所持し、臺灣總督府發行の渡航證明書を受けねばならなかつたが、今後は厦門領事館發行の旅券のみで臺灣へ渡航し得ることとなつた。

南部佛印增派に參加して（六）
西貢の空にわが荒鷲
佛人、安南人感嘆の猛訓練

陸軍省報道部特派陸軍少佐　中島欽三

敗兵和平地區に潛入
湖美で二百を粉砕
三五高地でも敵二百を殲滅

柄の選擇とデザイン
―洋裝に和服地の味を

名古屋服飾研究所　水谷夫人

夕食のお膳に……
鰹の酢醤油

豐富な水産物

佛印軍の兵力

佛印の空の荒鷲

海の釣

池頭日本倶樂部
去る七日に開館式

皇民の生活禮法要項
【文部省制定】
十一　社會生活に關する禮法

商況（十二日）

東京短期前場（後引）

	寄	引	高	安
東京	一〇六	一〇五	一〇七	一〇六
鐘紡	七八八	七八五	七九〇	七八七
大日本	三八八	三八六	三八九	三八七
帝人	九一〇	九〇八	九一二	九一〇
日曹	二四八	二四七	二四九	二四八
日窒	二四八	二四七	二四九	二四八
日石	二六二	二六一	二六三	二六二
日鐵	三五七	三五六	三五八	三五七
東鋼	三五〇	三四九	三五一	三五〇
東電	一一三	一一二	一一四	一一三
東瓦	一一三	一一二	一一四	一一三
東建	一一三	一一二	一一四	一一三
東工	七五五	七五四	七五六	七五五
北海	七五五	七五四	七五六	七五五
北興	七五五	七五四	七五六	七五五
大新	四八五	四八四	四八六	四八五
日曹新	二四八	二四七	二四九	二四八
日石新	二六二	二六一	二六三	二六二
日鐵新	三五七	三五六	三五八	三五七
東鋼新	三五〇	三四九	三五一	三五〇
東電新	一一三	一一二	一一四	一一三
東瓦新	一一三	一一二	一一四	一一三
東建新	一一三	一一二	一一四	一一三
東工新	七五五	七五四	七五六	七五五
北海新	七五五	七五四	七五六	七五五
北興新	七五五	七五四	七五六	七五五
大新新	四八五	四八四	四八六	四八五

東京短期日歩　大新八錢　鐘紡九錢

東京長期前場

	寄	引	高	安
鐘紡	一四九	一四八	一五〇	一四九
大新	四八五	四八四	四八六	四八五
東鋼	三五〇	三四九	三五一	三五〇
東電	一一三	一一二	一一四	一一三
東瓦	一一三	一一二	一一四	一一三
東建	一一三	一一二	一一四	一一三
東工	七五五	七五四	七五六	七五五
北海	七五五	七五四	七五六	七五五
北興	七五五	七五四	七五六	七五五
日曹	二四八	二四七	二四九	二四八
日石	二六二	二六一	二六三	二六二
日鐵	三五七	三五六	三五八	三五七
東鋼	三五〇	三四九	三五一	三五〇
東電	一一三	一一二	一一四	一一三
東瓦	一一三	一一二	一一四	一一三
東建	一一三	一一二	一一四	一一三
東工	七五五	七五四	七五六	七五五
北海	七五五	七五四	七五六	七五五
北興	七五五	七五四	七五六	七五五
大新	四八五	四八四	四八六	四八五

大阪短期前場

	寄	引	高	安
大新	四八五	四八四	四八六	四八五
鐘紡	一四九	一四八	一五〇	一四九
東鋼	三五〇	三四九	三五一	三五〇
東電	一一三	一一二	一一四	一一三
東瓦	一一三	一一二	一一四	一一三
東建	一一三	一一二	一一四	一一三
東工	七五五	七五四	七五六	七五五
北海	七五五	七五四	七五六	七五五
北興	七五五	七五四	七五六	七五五
日曹	二四八	二四七	二四九	二四八
日石	二六二	二六一	二六三	二六二
日鐵	三五七	三五六	三五八	三五七
東鋼	三五〇	三四九	三五一	三五〇
東電	一一三	一一二	一一四	一一三
東瓦	一一三	一一二	一一四	一一三
東建	一一三	一一二	一一四	一一三
東工	七五五	七五四	七五六	七五五
北海	七五五	七五四	七五六	七五五
北興	七五五	七五四	七五六	七五五
大新	四八五	四八四	四八六	四八五

大阪短期日歩

大阪長期前場

エルシー三共
健胃整腸劑
錠劑・散劑
三共株式會社

綠茶界の最高峯

高雅な香味と明色な快感
明治の茶
煎茶・番茶(川柳)・焙茶
明治製菓株式會社・特選

石炭、コークス、木炭强燃劑
黃金燃素
台灣出現
①いま日本全體で消費する木炭は十億萬貫であります
②この四割を節約すれば貳億萬圓となり之に石炭薪コークスの節約とを合算しますと實に數億圓の國益となるのであります
③工業家自動車業及一家の主婦が黃金燃素を使ふだけでこんな大金が浮び上ります、このお金で軍艦や飛行機などを作り高度國防に資せねばなりません
④東京市電、札幌市電、大阪交通、福岡工業試驗所其他數十の使用成績表が立派に證明して居ります
⑤朝鮮鐵道局は京城仁川間に使用せられた十割の牽引力を出しました
⑥臺北市營バスは濱町―東門を三日に亙り試驗の結果薪五割二分木炭三割三分を節約して好評を博しました
時局下に在ては一日も早く御使用願ます
▼家庭用　▼工業用　▼自動車用　▼說明書進呈
製造元　東京麹町興亞化學產業株式會社
販賣所　臺北兒玉町　高島屋飯田株式會社
同　高雄市港町　三井物產株式會社支店
同　臺南市白金町　三輪養元堂

初老期ノ男子ニ見ル
活力減退・疲勞倦怠感
記憶力減退・頭重・眩暈
肩凝・一般老衰現象等
ホルモン大乏性疾患ニ
强力ナ數種ホルモンヲ複合セシメ各種ホルモンノ相乘的協力作用ヲ强度ニ發揮セシメタル綜合男性ホルモン劑ニシテ單一ホルモン劑ニ比シテ効果ノ遙ニ卓越セル無味無臭ノ錠劑
原用容量ニシテ廣ク實用サレル
男子各種ホルモン性不全症ニ
劑ンモルホ
コルホ
製造元　東京都荒川區東尾久町一丁目一番地
販賣元　東京都千代田區丸ノ内二丁目一番地
日本新藥株式會社

化膿菌ニ協力殺菌
ラモッテ
治療ヲ速メル
中耳炎　扁桃腺炎　丹毒　膿瘍　膀胱炎
急性淋疾　慢性淋疾　女子淋疾
ルーゴンケ　內服
本劑の特長　化學療法に於ける新藥への關心は近頃益々高まつて來たが、急性期疾患に對しては一番性ルヘミンが最適とされ、慢性期疾患及下泌尿器に對しては一番性ヂメチールアミド水銀の優秀を現すことは既に定評ある事實である。本劑はこの二者を獨自のゴール法で結合した一番性の化學療法劑であるから本劑の治療力價は一番性の治効と二番性の治効とその上に二者の協力作用から發する相乘效果との總和であるから、治療過程は極る快適で、就中服用後數時中に分泌物は停止し膿汁の消滅し、淋疾に於ける惱みの種も亦期の早期に解消せられ、ここに協力作用による治療機轉の最大特長とする本劑の優位があるのです。
三・四服用法――により此の病症は一週間實に滿足される。即ち五十四錠を三日間に連續と云ふことで、これをユクールとし、急性淋疾はユクール、慢性淋疾は6クールを基礎としこれで良結果を得る場合にも、更らに1ユクール又は2ユクールで追續するが最も安全である。
自療製劑の利點
他劑統統さるから治療經費一回ると有利である
注意　會話體にあり、舊のユニヘ（舊屋ウンゴー）ト・舊用用法ノ舊ヲ・舊ヲ・舊ヲ・

成層圏 (65)

廣津和郎作
大貫松三畫

夏の去る頃 (八)

十七

「お差し支えそうでしたら、私達にも聞かせて頂いて下さい」

「ええ、とても。……でも何だか恥ずかしくて」

「いや、そんな水臭はありません。あなたのお話に入って下されば嬉しいのです。——多分探偵小説みたいなものになるのでしょう」

「嬉しいわ」

と彼女は恥ずかしがりやの性質を出した。

「あなたの話が終ったら、私達にも聞かせて頂けますか」

と能登はあや子と一緒に入口に立ちながら、何だか改まった口調で言った。

「ええ、喜んで。——でも、あなたの話が終ってからにしましょう。私の話は、あなたの話の中に出て来ますから」

「この絵をわたしにくださるの？」

あや子は絵から目を離さずに、嬉しそうに言った。

「あなたのお部屋が淋しくなりはしませんか」

「いや、淋しくなったら、又描いて頂きます」

と能登はあや子と一緒に入口に立ちながら、何だか改まった口調で言った。

「お差し支えそうでしたら、私達にも聞かせて頂いて下さい」

「ええ、とても。……でも何だか恥ずかしくて」

「いや、そんな水臭はありません。あなたのお話に入って下されば嬉しいのです。——多分探偵小説みたいなものになるのでしょう」

「嬉しいわ」

と彼女は恥ずかしがりやの性質を出した。

「あなたの話が終ったら、私達にも聞かせて頂けますか」

「ええ、喜んで。——でも、あなたの話が終ってからにしましょう。私の話は、あなたの話の中に出て来ますから」

「この絵をわたしにくださるの？」

あや子は絵から目を離さずに、嬉しそうに言った。

「あなたのお部屋が淋しくなりはしませんか」

「いや、淋しくなったら、又描いて頂きます」

と能登はあや子と一緒に入口に立ちながら、何だか改まった口調で言った。

「お差し支えそうでしたら、私達にも聞かせて頂いて下さい」

「ええ、とても。……でも何だか恥ずかしくて」

「いや、そんな水臭はありません。あなたのお話に入って下されば嬉しいのです。——多分探偵小説みたいなものになるのでしょう」

「嬉しいわ」

と彼女は恥ずかしがりやの性質を出した。

「あなたの話が終ったら、私達にも聞かせて頂けますか」

「ええ、喜んで。——でも、あなたの話が終ってからにしましょう。私の話は、あなたの話の中に出て来ますから」

影響と補足
文學と友情 (中)

武内時也

川柳 投句募集

北市 田村 紺紅
蓬萊市 関澤 宮子
基隆市 石田白水花
基隆市 新民 柏樹
内埔庄 新民 柏樹
豊原 和田 菊花
豊原市 古平 光一
豊原市 木代 琢園
嘉義市 許 雪 瑛
嘉義市 許 雪 瑛
台南市 関澤 宮子
台北市 和田 菊花
台北市 古平 光一
台北市 木代 琢園
台北市 許 雪 瑛
台北市 許 雪 瑛
台南市 関澤 宮子
台北市 和田 菊花
台北市 古平 光一
台北市 木代 琢園
台北市 許 雪 瑛
台北市 許 雪 瑛

臺灣の百歳 (二)

黄啓木

霧ら流れぬ (終)

阿里山紀行
長谷安生

●頭痛にノーシン●

話の馬

臺府小川蕪技師談

(2)

飼料の與へ方

馬の飼料に就いては調理の方法も肝腎な事である。草八分、穀類二分と言ふ割合が最も理想的である。穀類は馬の健康上から必要なものであるが、之れを多く與へると消化不良を起して下痢したり、疝痛を起したりする。

明治の末期に至つて現はれた自動車は、既に馬の職を奪はせて、交通機関の人々が、その自由な

臺灣の百歳 (二)

黄啓木

時世の進歩は、これらの馬車をも駆逐するに至つたが、自動車は臺中の平原地帯より登り上げの歩合で悪り、又下痢をしたりして、時々は馬車なども必要である。又現代に於ても軍隊に於ては馬車の必要は決して減じてはゐないのである。

明治の末期に至つて現はれた自動車は、既に馬の職を奪はせて、交通機関の人々が、その自由な

馬の好物

馬の栄養上から最も好適物は麦の仲間の中で上等品を左右に振り分け物を欲しがる後の故である。

馬の表情

自分の馬としつくりと付合つて居ると、馬の表情上から、その時の気分が能く解るものである。

馬の表情

自分の馬としつくりと付合つて居ると、馬の表情上から、その時の気分が能く解るものである。

新刊紹介

◆逆說・俳優について（小山内薫著）三笠書房 俳優と彼が出演してゐる人物との全く別個の存在であつて、前者は後者を演じつつ、この人物を批評してゐるそうした技術をもつて居なければならぬ。又俳優は、舞台に入つて動きに於ても、言葉に於ても、自己にかへつて、自己を忘れてゐるそうした技術をもつて居なければならぬ。

◆新人・新作家（中央公論社）

◆日本の名随筆（作品社）

文化彈

倹約の日常生活化

▲國にあることをおすすめするためには特別の運動の必要はないのである。私達は日常生活に於てこれを四角にきちんと折り畳んで置くことを心掛けるだけでよいのである。

▲昨年の倹約週間の時に、一般の家庭に於ては、一枚の紙でも二枚に折つて使ふ様にと言ふ事が盛んに言はれたが、今年は

臺灣日日新報 昭和十八年（一九四三年）十二月十四日 火曜日 第一七四九九號 （一）

醫療關係者の徴用
陸運統制（改正）物資統制
三勅令案 要綱可決 總動員審議會閉幕

【東京發國同盟】第八十九回帝國議會貴族院議事は十二日午後一時より開會、先づ左記各案を一讀會に附し、直ちに委員會の審議に移すことに決した、尚各案の委員會附託は議長指名の上追て公表する筈である

一、醫療關係者の徴用に關する勅令案要綱
一、陸運統制令中改正に關する勅令案要綱
一、物資統制令に依り物動計畫は完璧化
一、物資保管保有命令
一、醫療關係者徴用勅令案要綱
一、陸運統制勅令案要綱
一、物資統制勅令案要綱

次で各案の要綱竝に提案理由の說明あり、醫療關係者の徴用に關する勅令案要綱、陸運統制令中改正に關する勅令案要綱、物資統制令に關する勅令案要綱に對して各委員より質疑あり、これに對し政府側の答辯があつたがその主なるものは次の如くである

△醫療關係者の徴用範圍如何
問 醫療關係者の徴用範圍に關しては醫師、藥劑師、齒科醫師、助產婦、看護婦、按摩師、鍼灸師、柔道整復師、接骨師、藥種商、製藥業者の營業に關する事項に關し勅令を以て定めらるることになつてゐるが、これ等の營業者の徴用は如何なる程度に行はるるや
答 現在の狀況に於ては醫師、齒科醫師、藥劑師、助產婦、看護婦の徴用を行ふ豫定であるが、其の他の營業者の徴用は差當り行ふ考へはない

△徴用第六十七號關係
問 本令に依る徴用の場合に於ける給與の標準如何
答 本令に依る徴用の場合に於ける給與は、勅令第六十七號第十二條第一項の規定に準じ、其の者の從來の給與を標準として之を定むる考へである

△徴用第六十八號關係
問 本令に依る物資の統制運用、營業の制限又は禁止の場合に於ける損失補償の程度如何
答 本令に依る物資の統制運用、營業の制限又は禁止の場合に於ける損失補償の程度は、其の物資又は營業の種類、性質、取引の狀況竝に國民生活の安定に及ぼす影響等を考慮して定むる考へである

△徴用第六十九號關係
問 本令に依る物資の保管命令竝に收用の場合に於ける補償の程度如何
答 本令に依る物資の保管命令竝に收用の場合に於ける補償の程度は、其の物資の種類、性質、數量、保管又は收用の期間竝に其の物資の取得價格等を考慮して定むる考へである

△罰則關係
問 本令違反の場合に於ける罰則の程度如何
答 本令違反の場合に於ける罰則の程度は、其の違反の狀況竝に其の違反に因つて得た利益の有無等を考慮して定むる考へである

△其の他
問 本令施行の期日如何
答 本令施行の期日は、勅令を以て定むる考へである

物資統制令に依り
物動計畫は完璧化
物資保管保有命令
物資統制令の手初めに

【東京發國同盟】十二日の閣議に於ては物資統制令に基く物資保管保有命令竝に同令施行に關する勅令案要綱を決定したが、これは物資統制令の手初めとして、物動計畫の完璧化を圖る爲、今回新たに物資の保管保有命令を發動することとなつたものである

△物資保管保有命令の發動
問 物資保管保有命令は如何なる場合に發動されるか
答 物資保管保有命令は、物動計畫の完璧化を圖る爲、今回新たに物資の保管保有命令を發動することとなつたものであるが、これは物動計畫の運行上、或る物資の保管が必要であると同時に本令に依る物資保管命令を發動しなければ物動計畫の完遂が期せられないと認めた場合に發動されるものである

△保管命令の範圍
問 保管命令の範圍は如何
答 保管命令の範圍は、物動計畫の運行のために保管の必要ある物資竝に其の數量を指定して之を定むる考へである

△保管命令の期間
問 保管命令の期間は如何
答 保管命令の期間は、物動計畫の運行狀況竝に國民生活の安定に及ぼす影響等を考慮して定むる考へである

△保管命令の發動
問 保管命令は如何なる方法で發動されるか
答 保管命令は、主務大臣が物資の保管を命ずる旨を指定して之を公示することに依つて發動する考へである

△保管命令の效果
問 保管命令が發動された場合に於ける物資の保管者の權利義務如何
答 保管命令が發動された場合に於ける物資の保管者の權利義務は、大體次の如くである

一、保管者は保管命令に從ひ指定された物資を保管しなければならない
二、保管者は保管命令に從ひ指定された物資を處分することを得ない
三、保管者は保管命令に從ひ指定された物資を保管するに當り、其の物資の現狀を變更することを得ない
四、保管者は保管命令に從ひ指定された物資を保管するに當り、其の物資の現狀を變更することを得ない
五、保管者は保管命令に從ひ指定された物資を保管するに當り、其の物資の現狀を變更することを得ない

△保管命令の解除
問 保管命令は如何なる場合に解除されるか
答 保管命令は、其の物資の保管の必要がなくなつた場合に解除されるものである

△保管命令違反者に對する罰則
問 保管命令違反者に對する罰則は如何
答 保管命令違反者に對する罰則は、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する考へである

△保管命令の手初めには
問 保管命令の手初めには如何なる物資が指定されるか
答 保管命令の手初めには、鐵鋼、非鐵金屬、石炭、木材、セメント、ゴム、皮革、繊維品、紙、燃料、食糧、肥料、化學藥品、工作機械、電氣機械、船舶、車輛、航空機、兵器、艦艇、其の他の物資が指定される豫定である

醫療關係者徴用
勅令案要綱

【東京發國同盟】政府提出の醫療關係者の徴用に關する勅令案要綱は次の如くである

第一條 左に揭げる者は勅令の定むる所に依り其の業務又は其の業務に關する物資に關し命令の定むる所に從ふべきことを命ずることを得
一、醫師、齒科醫師、藥劑師、助產婦、看護婦、按摩師、鍼灸師、柔道整復師、接骨師、藥種商、製藥業者（以下醫療關係者と稱す）
二、前號に揭げる者の屬する團體

第二條 前條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の保管、收用、配給、譲渡、譲受、使用又は消費の制限又は禁止
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる報告を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第三條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第四條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第五條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第六條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第七條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第八條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第九條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十一條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十二條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十三條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十四條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十五條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十六條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十七條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十八條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第十九條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
十、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと

第二十條 第一條の規定に依り命ずる事項は左の如し
一、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
二、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
三、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
四、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
五、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
六、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
七、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を受くること
八、醫療關係者の業務又は其の業務に關する物資の生産、修理、加工、販賣、配給、保管、使用又は消費に關する事項に關し必要なる檢査を爲すこと
九、醫療關係者の業務

社說

ル氏の演說は

封獨宣戰布告

十二日米のルーズベルト大統領の發言は、果して戰爭の始まりとなるやも知れないという點に於て、もう大體的に言い盡されたと言ってよいが、それ以外に於ても、アメリカの宣戰布告に對する、アメリカの宣戰布告を意味するものであった。先づ第一に大統領は「米國の防衛安全」なる新用語を用いてゐるが、ルビはその眞意について何等說明を與へてゐないが、これは、アメリカの防衛安全がズバリ、アメリカ本國の防衛安全を意味するものであらうかそれともまたそれ以上に、アメリカの防衛安全が、アメリカの國境線を遙かに越えて、例へば、ハワイ、フィリッピン、グアム、ウェーキ、ミッドウェー、パルミラ、サモア、アラスカ、パナマ運河地帶、カリブ海、ガラパゴス群島、ガラパゴス群島、ガラパゴス群島

結核豫防會に 金一封を御下賜

畏し皇后陛下の御仁慈

【東京發同盟】畏くも皇后陛下には結核の豫防に關する御關心の大なるに鑑みさせられ、昭和十四年度に於ける結核豫防の施設として國内各地に結核豫防の施設を爲すべき旨の思召を以て金五十萬圓を下賜せられたるが、其の後の經過に關し御關心あらせられたので結核豫防事業に關し實際指導の任に當つて居る内務省衛生局長より經過の概要を言上したるに、畏くも之が豫防の爲には國民の榮養の改善が最も必要であるとの思召を以て更に金一封を下賜せられたるものである

皇室の下一億一家 銃後の護りを固く

聖戰下國民必行の訓

銃後奉公の誓ひ

【東京發同盟】畏くも皇后陛下には結核豫防事業に關し金一封を下賜せられたるが、其の後の經過に關し御關心あらせられたので結核豫防事業に關し實際指導の任に當つて居る内務省衛生局長より經過の概要を言上したるに、畏くも之が豫防の爲には國民の榮養の改善が最も必要であるとの思召を以て更に金一封を下賜せられたるものである

御下賜金の使途

看護婦養成所の充實へ

【東京發同盟】畏くも皇后陛下には結核豫防事業に關し金一封を下賜せられたるが、其の後の經過に關し御關心あらせられたので結核豫防事業に關し實際指導の任に當つて居る内務省衛生局長より經過の概要を言上したるに、畏くも之が豫防の爲には國民の榮養の改善が最も必要であるとの思召を以て更に金一封を下賜せられたるものである

(第三種郵便物認可)　第一万四千九百十二號　臺灣日日新報　(土曜日)　昭和十六年九月十三日　(四)　八

各地綜合版

新品種 嘉南號に凱歌

收量多く、病害蟲に強いのが誇り

臺南州・普及奬勵に乘出す

【臺南電話】臺南州立嘉南農事試驗場にて育成した水稻新品種「嘉南一號」は昭和十年度から十一年度にかけて同場及び州下各地の試作の結果、收量多く、病害蟲に強いのが誇りとされ、本年度から臺南州は勿論、臺灣各地に普及奬勵されることになつた、「嘉南一號」は在來種の系統に屬するが、從來の品種に比べて收量は一割乃至二割多く、病害蟲に強いのが特徴である、即ち葉いもち病、白葉枯病、ウンカ、ヨコバイ等の病害蟲に對して抵抗力が強く、從來の品種に比べて病害蟲による收量の減少が少ない、また草丈が高く、稈が太く、倒伏に對しても強いのが特徴である、「嘉南一號」は在來種の系統に屬するが從來の品種に比べて收量が多く、病害蟲に強いのが誇りとされ、本年度から臺南州は勿論、臺灣各地に普及奬勵されることになつた、「嘉南一號」は在來種の系統に屬するが從來の品種に比べて收量が多く、病害蟲に強いのが特徴である、即ち葉いもち病、白葉枯病、ウンカ、ヨコバイ等の病害蟲に對して抵抗力が強く、從來の品種に比べて病害蟲による收量の減少が少ない、また草丈が高く、稈が太く、倒伏に對しても強いのが特徴である、「嘉南一號」は在來種の系統に屬するが從來の品種に比べて收量が多く、病害蟲に強いのが誇りとされ、本年度から臺南州は勿論、臺灣各地に普及奬勵されることになつた